

第3回定期総会議事録

1、日時	令和4年3月4日(金)
2、場所	中津市役所 4階 研修室
3、出席委員	1番橋本委員、2番坪根委員、3番高倉委員、4番白木原委員、5番奥委員、6番田畑委員、7番多村委員、8番中原委員、9番石川委員、10番田上委員、11番松田委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番梶原委員、15番村上委員、最適化推進委員14名(廣津、前田、長谷川、宮瀬、黒土、濱田、武信、村本、浦野、岡崎、尾家、岩渕、北山、高橋)
4、欠席委員	最適化推進委員8名(加藤、鷹崎、井上、北村、墓、江島、苅北、新谷)
5、事務局	福永局長、中春次長、桑島次長、井上
6、議題	別紙議案書のとおり。
7、開会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	1番橋本委員、9番石川委員
福永局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中15名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
議長 (中原会長)	それでは、只今より令和4年第3回定期総会を開催致します。 議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議長	それでは、議事録署名委員を1番 橋本委員、9番 石川委員にお願いします。よろしく申し上げます。
議案審議 議第1号 議長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読

議 長	それでは、1番2番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。
6番（田畑）	1番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするということです。 2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は3条申請をするということです。ご審議、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、1番2番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番2番について当委員会は承認と致します。 それでは、3番から5番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、3番から5番について、調査の報告を岡崎推進委員にお願いします。
岡崎推進委員	3番4番5番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするということです。ご審議、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、3番から5番について、調査の報告が岡崎推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、3番から5番について当委員会は承認と致します。 それでは、6番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、6番について、調査の報告を尾家推進委員にお願いします。

尾家推進委員	6番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は5条申請をするということです。ご審議、よろしくお願い致します。
議 長	ただいま、6番について、調査の報告が尾家推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6番について当委員会は承認と致します。それでは、7番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、7番について、調査の報告を百留委員にお願いします。
1 2 番 (百留)	7番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするということです。ご審議、よろしくお願い致します。
議 長	ただいま、7番について、調査の報告が百留委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、7番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第2号	農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について
議 長	議第2号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	農地所有適格法人に係る要件適格届について、事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	異議なしと認め、農地所有適格法人に係る要件適格届について、当委員会は承認と致します。
議案審議 議第3号 議 長	農用地利用集積計画（案）について 議第3号農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、審議に入る前に中原委員、黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
議 長	議長交代、2番坪根委員をお願いします。 中原委員、黒土推進委員 退席
議長代理 (坪根委員)	それでは、農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 (田中)	(農政振興課 担当 説明)
議長代理 (坪根委員)	ただいま、農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長代理 (坪根委員)	異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認といたします。 中原委員、黒土推進委員は入室ください。 中原委員、黒土推進委員 着席
議長代理 (坪根委員)	議長交代 中原会長 議長に復帰。
議案審議 議第4号 議 長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。

事務局（井上）	議案朗読
議長	それでは、1番について、調査の報告を橋本委員にお願いします。
1番（橋本）	（1番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくをお願いします。
議長	ただいま、1番について、調査の報告が橋本委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 それでは、2番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議長	それでは、2番について、調査の報告を高倉委員にお願いします。
3番（高倉）	（2番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくをお願いします。
議長	ただいま、2番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 それでは、3番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議長	それでは、3番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。

6番（田畑）	<p>（3番の申請地の場所について説明）</p> <p>譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいま、3番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませ。か。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。</p> <p>それでは、4番から6番について事務局より説明をお願ひします。</p>
事務局（井上）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、4番から6番について、調査の報告を田畑委員にお願ひします。</p>
6番（田畑）	<p>（4番の申請地の場所について説明）</p> <p>譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議、よろしくお願ひします。</p>
	<p>（5番の申請地の場所について説明）</p> <p>譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議、よろしくお願ひします。</p>
	<p>（6番の申請地の場所について説明）</p> <p>譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいま、4番から6番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませ。か。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>

議 長	異議なしと認め、4番から6番について当委員会は許可と致します。 それでは、7番8番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、7番8番について、調査の報告を浦野推進委員にお願いします。
浦野推進委員	（7番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議、よろしくをお願いします。 （8番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、7番8番について、調査の報告が浦野推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、7番8番について当委員会は許可と致します。 それでは、9番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、9番について、調査の報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員	（9番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、9番について、調査の報告が尾家推進委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。 それでは、10番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、10番について、調査の報告を岩渕推進委員にお願いします。
岩渕推進委員	(10番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、10番について、調査の報告が岩渕推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、10番について当委員会は許可と致します。 それでは、11番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、11番について、調査の報告を田上委員にお願いします。
10番 (田上)	(11番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、11番について、調査の報告が田上委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	異議なしと認め、11番について当委員会は許可と致します。 それでは、12番から14番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、12番から14番について、調査の報告を梶原委員にお願いします。
14番（梶原）	<p>（12番の申請地の場所について説明）</p> <p>譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件の下限面積を下回っていますが、事務局が説明した面積要件特例により、農地取得要件を満たしていますので、問題ないと思われま す。ご審議、よろしくをお願いします。</p> <p>（13番の申請地の場所について説明）</p> <p>譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件の下限面積を下回っていますが、事務局が説明した面積要件特例により、農地取得要件を満たしていますので、問題ないと思われ ます。ご審議、よろしくをお願いします。</p> <p>（14番の申請地の場所について説明）</p> <p>譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま す。ご審議、よろしくをお願いします。</p>
議 長	ただいま、12番から14番について、調査の報告が梶原委員よりあり ましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、12番から14番について当委員会は許可と致しま す。 それでは15番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、15番について、調査の報告を村上委員にお願いします。

15番(村上)	(15番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくお願ひします。
議長	ただいま、15番について、調査の報告が村上委員よりありましたが、異議はござひませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、15番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第5号	農地転用事業計画変更申請に関する件について
議長	議第5号農地転用事業計画変更申請に関する件について、1番より議案の説明をお願ひします。
事務局(中春)	議案朗読
議長	1番2番について現地調査の報告を前田推進委員にお願ひします。
前田推進委員	(1番の申請地の場所について説明) 当初、平成30年8月に賃貸戸建店舗併用住宅用地として転用許可を受けましたが、店舗併用住宅の需要がないため事業規模縮小による事業計画面積の変更申請となっています。詳細につきましては、のちほど5条申請がありますので、その時に報告します。
	(2番の申請地の場所について説明) 1番の変更申請に伴い、自身の自宅が早急に必要になるため、事業継承者の住宅建築場所として、計画変更を行うことになりました。詳細につきましては、のちほど5条申請がありますので、その時に報告します。ご審議、よろしくお願ひします。
議長	ただいま、1番2番について、調査の報告が前田推進委員よりありましたが、異議はござひませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	異議なしと認め、1番2番について当委員会は許可と致します。 それでは、3番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	それでは、3番について、調査の報告を濱田推進委員にお願いします。
濱田推進委員	（3番の申請地の場所について説明） 当初、昭和50年2月に住家建築用地として転用許可を受けましたが、 転勤により住家建築ができなくなり、困っていたところ、事業継承者より 早急に譲渡してほしいとの申し入れがあったため、計画変更を行うこと になりました。詳細につきましては、のちほど5条申請がありますので、 その時に報告します。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、3番について、調査の報告が濱田推進委員よりありましたが、 異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 それでは、4番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	それでは、4番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。
6番（田畑）	（4番の申請地の場所について説明） 当初、令和2年5月に賃貸戸建住宅用地として転用許可を受けましたが、 賃貸住宅の需要が見込めなくなり事業実施を躊躇していたところ、福 祉事業者より土地の譲渡希望があったため、計画変更を行うことになり ました。詳細につきましては、のちほど5条申請がありますので、その時 に報告します。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、4番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異 議はございませんか。
全委員	（異議なし）

議 長	<p>異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。</p> <p>5番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>橋本委員 退席</p> <p>それでは、5番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局（中春）	議案朗読
議 長	それでは、5番について、調査の報告を田畑委員をお願いします。
6番（田畑）	<p>（5番の申請地の場所について説明）</p> <p>当初、令和3年10月に貸店舗用地として転用許可を受けましたが、大型車の通行が多い地域での店舗であるので、駐車場を広くする必要があり隣接地と協議がまとまったため、計画変更を行うことになりました。詳細につきましては、のちほど5条申請がありますので、その時に報告します。ご審議、よろしくお願いします。</p>
議 長	ただいま、5番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	<p>異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。</p> <p>橋本委員は入室してください。</p> <p>橋本委員 着席</p>
議案審議 議第6号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議題6号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	それでは、1番について、調査の報告を坪根委員をお願いします。

2番（坪根）	（1番の申請地の場所について説明） 転用目的は宅地敷地拡張用地です。雨水排水は、自然浸透及び南側の宅地内排水を利用します。境界もはっきりしており、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われます。事務局の説明の通り、始末書添付案件です。ご審議、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、1番について、調査の報告が坪根委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。それでは、2番について事務局より説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	それでは、2番について、調査の報告を田畑委員をお願いします。
6番（田畑）	（2番の申請地の場所について説明） 転用目的は宅地敷地拡張用地です。雨水排水は宅地内排水を利用します。境界もはっきりしており、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われます。ご審議、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、2番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。
議案審議	
議案第7号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、1番について、調査の報告を廣津推進委員をお願いします。

<p>廣津推進委員</p>	<p>(1番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、所有権移転売買による宅地分譲用地(2区画)の申請です。生活排水は公共下水道へ、雨水排水は敷地内で集水し、北側県道側溝に放流します。境界杭も確認でき、周囲は譲渡人の農地のみなので問題ないものと思われます。ご審議、よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、1番について、調査の報告が廣津推進委員よりありましたが、異議はございませぬか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。それでは、2番について事務局より説明をお願ひします。</p>
<p>事務局(中春)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、2番について、調査の報告を坪根委員にお願ひします。</p>
<p>2番(坪根)</p>	<p>(2番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は、所有権移転売買による宅地分譲用地(3区画)の申請です。生活排水は公共下水道へ、雨水排水は敷地内で集水し、南側水路に放流します。境界杭も確認でき、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われます。ご審議、よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、2番について、調査の報告が坪根委員よりありましたが、異議はございませぬか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。3番の審議に入る前に黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願ひします。</p> <p>黒土推進委員 退席</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、3番について、事務局より議案の説明をお願ひします。</p>

事務局（中春）	議案朗読
議 長	それでは、3番について、調査の報告を白木原委員にお願いします。
4番（白木原）	<p>（3番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は、所有権移転売買による建築条件付宅地分譲用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に、敷地内に新設する U 字溝を經由して、北西側の既存排水口より隣接水路に放流します。境界杭も確認でき、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われま。ご審議、よろしくお願ひします。</p>
議 長	ただいま、3番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませぬか。
全委員	（異議なし）
議 長	<p>異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。</p> <p>黒土推進委員は、入室してください。</p>
	黒土推進委員 着席
議 長	それでは、4番5番について事務局より説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	それでは、4番5番について、調査の報告を濱田推進委員にお願いします。
濱田推進委員	<p>（4番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は、所有権移転売買による一般住宅用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に西側市道側溝に放流します。境界杭も確認でき、周囲に農地は無いので問題ないものと思われま。</p> <p>（5番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は、所有権移転売買による一般住宅用地の申請です。生活排水は公共下水道へ、雨水排水は、既存排水口より西側市道側溝に放流します。境界杭も確認でき、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われま。ご審議、よろしくお願ひします。</p>

議 長	ただいま、4番5番について、調査の報告が濱田推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4番5番について当委員会は許可と致します。それでは、6番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	それでは、6番について、調査の報告を奥委員をお願いします。
5番 (奥)	(6番の申請地の場所について説明) 転用目的は、使用貸借権設定による一般住宅及び進入路用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に、敷地内の既存集水桝から東側水路へ放流します。境界杭もはっきりしており、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われま。事務局の説明の通り、始末書添付案件です。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、6番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。それでは、7番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	それでは、7番について、調査の報告を多村委員をお願いします。
7番 (多村)	(7番の申請地の場所について説明) 転用目的は、所有権移転売買による一般住宅用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に、西側水路に放流します。境界杭も確認でき、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われま。ご審議、よろしくをお願いします。

議 長	ただいま、7番について、調査の報告が多村委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。 8番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	橋本委員 退席
	それでは、8番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	それでは、8番について、調査の報告を田畑委員をお願いします。
6番 (田畑)	(8番の申請地の場所について説明) 転用目的は、所有権移転売買による貸店舗用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に、南側水路に放流します。境界杭も確認でき、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われま。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、8番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。
	橋本委員 着席
	それでは、9番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	それでは、9番について、調査の報告を北山推進委員をお願いします。

北山推進委員	(9番の申請地の場所について説明) 転用目的は、所有権移転売買による駐車場用地の申請です。雨水排水は隣接する市道側溝に放流します。境界杭も確認でき、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われまます。ご審議、よろしくお願ひします。
議 長	ただいま、9番について、調査の報告が北山推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第8号	非農地証明願に関する件について
議 長	議第8号の非農地証明願に関する件について、1番より議案の説明をお願ひします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	ただいま、事務局より説明がございませましたが異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第9号	その他について
議 長	議第9号その他について事務局より説明をお願ひします。
福永局長	(別紙議案のとおり)
議 長	それでは総括を進めたいと思ひます。 議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。 議第2号 農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、

当委員会は承認いたします。

議第3号、農地利用集積計画（案）について、当委員会は承認いたします。

議第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可いたします。

議第5号、農地転用事業計画変更申請に関する件について、当委員会は許可いたします。

議第6号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可いたします。

議第7号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可いたします。

議第8号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認いたします。

以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、第3回定期総会を閉会いたします。